

静岡県告示第375号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和元年11月12日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

向笠竹之内No. 2 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
磐田市		向笠竹之内	新豊院山	53 1号
			〃	53 2号
			〃	53 3号
			〃	51 4号
			〃	50-2 5号
			〃	50-2 6号
			〃	山下 46-4 7号
			〃	新豊院山 49 8号
			〃	山下 61地先の道路敷 9号
			〃	〃 60-1地先の道路敷 10号
			〃	新豊院山 75-1 11号